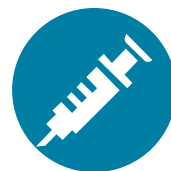


10月1日(水)から 新型コロナウイルス感染症予防接種費用の 助成が始まります！



下表に該当する方を対象に、新型コロナウイルス感染症予防接種の接種費用を助成します。接種回数は1回です。助成を希望する方は助成期間内に接種してください。

【申し込み・問い合わせ】保健センター(☎282-2797)

助成期間▼**10月1日(水)から令和8年3月31日(火)まで**

【令和7年度から予防接種費用の助成額が変わります】

助成額▼5,000円 ※自己負担額は、接種費用から村の助成額(5,000円)を差し引いた額(1万1,000円以上となる見込み)です。医療機関によって自己負担額は異なりますので、必ず事前に医療機関へお問い合わせください。

対象等▼

対象(年齢は接種日時点)		自己負担額	事前申請	通知・申請方法等
①	65歳以上の方	接種費用から村の助成額(5,000円)を差し引いた額(1万1,000円以上となる見込み)	不要	▼昭和35年10月1日までに生まれた方 9月下旬に予診票を郵送します。
				▼昭和35年10月2日～昭和36年2月28日に生まれた方 満65歳になる日からその2日後までを目安に予診票を郵送します。
			要	▼昭和36年3月1日～31日に生まれた方 電話またはお越しの上、保健センターへ申し込みください。
②	60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより、身体障害者手帳1級の交付を受けている方	無料	要	▼初めて申し込む方 身体障害者手帳をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。
				▼令和6年度に助成を受けた方 電話で、保健センターへ申し込みください。
③	①・②に該当し、生活保護を受けている方		要	生活保護受給者証をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。

その他▼▽対象①に該当する方は、必ず65歳の誕生日を迎えてから接種を受けてください。65歳未満で接種した場合、接種にかかる費用は全て自己負担となります。▽対象①に該当し9月以降に転入した方(予診票が届かない方)は、保健センターへお問い合わせください。▽対象①～③に該当しない方は、接種費用が全額自己負担となります。接種を希望する場合は、直接医療機関へお問い合わせください。